

1 11月5日付けの追加指定（11月8日午前0時以降適用開始）**検疫所の宿泊施設での待機期間の変更**

- (1) 6日間待機→3日間待機 : アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、フィリピン、ブラジル
- (2) 待機なし →3日間待機 : ウクライナ、ケニア、ネパール、ハイチ、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方)
- (3) 3日間待機→待機なし : アラブ首長国連邦、アルバニア、インド、インドネシア、ウルグアイ、カザフスタン、ギニア、ギリシャ、キューバ、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、タンザニア、チリ、デンマーク、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア(ハバロフスク地方)

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧（11月8日午前0時以降適用開始）

- (1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（0か国）なし
- (2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（3か国）トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー
- (3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（19か国・地域）アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブラジル、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)